

停止処分者講習実施要領の制定について（例規通達）

停止処分者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。）について下記のとおり定め運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

本通達は、講習の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的留意事項

1 講習指導員の要件

講習における指導（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第3項第4号及び第38条の3）に従事する講習指導員は、次に掲げる事項に該当する者で、かつ、講習実施者として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保すること。

- (1) 25歳以上の者であること。（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項第1号）
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。（講習規則第7条第2項第2号）
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

- (4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者（講習規則第7条第2項第3号）
なお、「運転適性指導に関する業務」としては、運転適性指導以外に次の業務

が該当する。

- a 「指定自動車教習所等の教習の標準」における学科教習（第2段階）の「5 適性検査結果に基づく行動分析」の教習
- b 初心運転者講習における運転適性検査
- c 運転免許試験場の運転適性検査所等における自動車等の運転に必要な適性に関する調査・指導
- d 従来の停止処分者講習に係る講習指導員の業務

(イ) 富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
なお、「公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者」としては、次の者が該当する。

- a 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- b 中堅運転適性検査指導者専科を修了（平成12年度まで実施していた「新任運転適性検査指導者専科」又は「運転適性専門官専科」を修了した者を含む。）し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者
- c 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- d 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、公安委員会が行う所要の講習を受けたもの

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
なお、「公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)

又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者」としては、次のような者が相当する。

- a 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- b 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- c 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
- d 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が相当期間ある者
- e 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
- f センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。（講習規則第7条第2項第4号）

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

なお、「公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者」としては、次の者が該当するものと考えられるが、講習指導員は、国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることを原則とすることから、審査には厳格に当たること。

(7) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が相当期間ある者

(イ) センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が相当期間ある者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

2 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催して、知識、教育能力の向上に努め

ること。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図ること。

3 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な教材を整えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保すること。

(1) 講習場所

講習場所は、安全運転学校及び安全運転教室として整備された場所とする。

(2) 安全運転学校

安全運転学校は、講習を専門に行い、併せて講習指導員に対する研修を行うための施設であり、次に示す教場等を整備し独立の施設として設けることが望ましいが、運転免許試験場又は講習の委託を受ける者の所有に係る施設の一部を利用して、これに併設しても差し支えない。ただし、この場合においても、座学等に関する講習を行う普通教場については、講習専用の教場として設けること。

ア 普通教場

- (ア) 停止処分者講習及び違反者講習の学級編成に応じた施設として整備すること。
- (イ) プロジェクタ等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ及びDVDプレーヤー等の視聴覚器材を備え付けること。

イ 機器検査室

機器検査室には、次の運転適性検査器材を備え付けること。

- (ア) 視覚刺激反応検査器
- (イ) 動体視力検査器
- (ウ) 夜間視力検査器

ウ 運転シミュレーター室

受講者数に応じて必要な数の四輪車用及び自動二輪車用の運転シミュレーターを整備するほか、一般原動機付自転車用の運転シミュレーターの整備に努めること。

エ 実車指導用コース

コースは、府令第 32 条に定める基準に合うものを講習専用のものとして設けることが望ましいが、これによりがたい場合は、運転免許試験コースとの共用、指定自動車教習所のコースの借上げなどによることができるものとする。

オ 実車指導用車両

次の車両を受講者数に応じて必要な数備え付けること。

- (ア) 大型自動車
- (イ) 中型自動車

- (ウ) 準中型自動車
- (エ) 普通自動車
- (オ) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車
- (カ) 一般原動機付自転車

(3) 安全運転教室

主として停止処分者講習の短期講習及び違反者講習を行う施設として、必要な地域に安全運転教室を設けること。

4 講習用教材

府令第38条第3項第3号に定める教材について、次のように整備すること。

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、別紙の内容について正確にまとめられた停止処分者講習にふさわしい教本及び県内の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備すること。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

(2) 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースにおける自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導(以下「実車による指導」という。)が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、所要の自動車及び一般原動機付自転車を必要数整備すること。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとすること。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導(以下「運転シミュレーター操作による指導」という。)が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

なお、降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な期間(季節)においては、代替の措置が取れるようその整備に努めること。

(4) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた

検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けること。

5 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第 38 条の 3 に定める基準に適合する者を選定すること。

(1) 委託契約の内容

講習を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにすること。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

ア 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

ウ 講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 考査は厳正公平に行うこと。

カ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、考査について不正があったとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除することができること。

キ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足る額を支出できるよう予算措置をとること。

6 予算措置

講習に使用する施設、教材等の整備等に必要な予算措置について特段の配意をすること。

第3 講習実施上の留意事項

1 講習の実施区分

講習は、免許の保留等の期間（以下「処分期間」という。）が 40 日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）、処分期間が 40 日以上 90 日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が 90 日以上の人に係る講習（以下「長期講習」

という。)に区分し、原則としてそれぞれの区分別に行うこと。

2 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、次表に掲げるとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、1時間程度追加講習を行うことができることとするが、その時間分の手数料は徴収しないこと。

実施区分	講習時間	実施期間
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

3 学級編成

(1) 学級編成の基本

短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、1学級の編成は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とする。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置する。また、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置する。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

(3) 学級編成の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として二輪学級及び飲酒学級を設けるとともに、必要に応じ、速度学級その他の特別学級を設け、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。

なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分すること。

ア 二輪学級

主として二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

イ 飲酒学級

当該処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

ウ 速度学級

当該処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

エ その他の特別学級

当該特別学級設置の趣旨に該当する受講者

4 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次表のとおりとし、受講者全員について運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	「科警研編運転適性検査 82-3」又はこれと同等以上のもの
中期講習	「科警研編運転適性検査 73-2」又はこれと同等以上のもの
長期講習	「科警研編運転適性検査 73-2」又はこれと同等以上のもの

なお、「科警研編運転適性検査 82-3」を用いる場合の実施要領は「科警研編運転適性検査 82-3 実施手引」、「科警研編運転適性検査 73-2」を用いる場合の実施要領は「科警研編運転適性検査 73 実施手引・改訂版」のとおりである。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、短期講習では必要と認める者について、中期講習及び長期講習では受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。

運転適性検査に用いる器材のうち、運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材は、検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応の時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うもの又は高齢者講習用運転操作検査器を使用するものとする。

(3) 実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、コースで実施する。(府令第 38 条第 3 項第 4 号)

実車による指導を実施する場所及び内容(以下「講習路」という。)については、四輪車により指導する場合は、別添 1 「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」に、二輪車により指導する場合は、別添 2 「二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」に基づき設定すること。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使

用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができる。

- (ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ウ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させること。

ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき別記様式「運転行動診断票」を作成し、これにより指導を行う。

この場合において、短期講習においては簡略化したものを使用してもよいものとする。

エ 運転シミュレーター操作による指導

- (ア) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うこと。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対して行うこと。

- (イ) 使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

5 講習指導案

講習は、別表「停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「四輪運転者用」及びその2「二輪運転者用」に準拠し、県内の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

6 考査の実施

(1) 考査の実施要領

講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から、筆記方式により解答させる方法で行うこと。

なお、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、別に定めるところに従い処分期間の短縮を行う。ただし、考査の成績

が 50 パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

(2) 改善効果評価上の留意点

改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次のような具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘したような場合には、不良と判断すること。

ア 他の受講者に迷惑となる行為

イ 故意に講習の進行を妨げる行為

ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

(3) 出題形式及び配点方法

一肢の正誤式問題 38 問及び三肢の正誤式問題 2 問の計 40 問を 20 分で解答させる方法で行い、一肢の正誤式問題は 1 問 1 点、三肢の正誤式問題は 1 問 2 点とする。

なお、三肢の正誤式問題については、三肢に対する解答がすべて正解である場合に 2 点配点することとし、それ以外の場合には配点しないものとする。

(4) 出題基準

考査問題は、別表その 1 に準拠して講習を実施した場合、別表その 1 の講習科目の 1 から 10 までの範囲から、別表その 2 に準拠して講習を実施した場合、別表その 2 の講習科目の 1 から 10 までの範囲から講習実施内容に応じて出題するものとする。

7 受講者の確認等

講習実施に際し、受講者本人であること及び受講資格の確認を確実にを行うこと。

第 4 その他

1 講習効果の測定

講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

2 事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

3 講習受講者の負担の軽減

停止期間満了時の運転免許証の返還及び法第 95 条の 2 第 3 項に規定する個人番号カードへの特定免許情報の記録については、警察本部交通部運転免許センター又は受講者の住居地を管轄する警察署において行うものとする。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が留意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み

等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別添 1

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
<p>コース (長期講習) 所要時間 40分程度 走行距離 おおむね 4～5 km</p> <p>(中期講習) 所要時間 30分程度 走行距離 おおむね 3 km</p> <p>(短期講習) 所要時間 10分程度 走行距離 おおむね 1 km</p>	<p>1 外周、外回り</p> <p>2 外周、内回り</p> <p>3 クランク S 字</p> <p>4 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき、減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

(注)

- 1 所要時間、走行距離等は、受講者 1 人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（1 人当たり 10 分程度）を除いたものである。
 なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別添 2

二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
<p>コース (長期講習) ・所要時間 40分程度 ・おおむね 1～4 を 含むこと。</p> <p>(中期講習) ・所要時間 30分程度 ・おおむね 1～4 を 含むこと。</p> <p>(短期講習) ・所要時間 10分程度 ・1～4 から 2 課題 程度</p>	<p>1 慣熟走行</p> <p>2 目標制動</p> <p>3 コーナリング</p> <p>4 スラローム</p>	<p>正しい運転姿勢、基本走行</p> <p>ブレーキ操作と制動距離</p> <p>カーブでの進路保持と速度調整</p> <p>ハンドル操作と速度調整</p>

(注)

- 1 所要時間等は、受講者 1 人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（1 人当たり 10 分程度）を除いたものである。
なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別表 停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
その1 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通徳の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 県内における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分

8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	90分	120分	120分
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120分 120分	150分 150分
11 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講習時間合計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。
4 「運転適性についての診断と指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

その2 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 県内における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為を5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険	90分	120分	120分

	(2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル		性を理解させる。			
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。 	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。 		120分 120分	150分 150分
11 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。 	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考 査		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。 	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講 習 時 間 合 計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、 内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
- 3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。
- 4 「運転適性についての診断と指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

別記様式

運 転 行 動 診 断 票

所属		氏名	歳	年 月 日実施	
年 月 日生		年 月 日 免許取得			
発進時及び その直後の印象					
注 意 の 仕 方	視 点……	近い、一点集中、片寄り、むら			
	状況確認……	中途半端、遅れ、見落とし、わき見			
	危険予知……	殆どなし、甘い、やや甘い			
運 転 操 作	ハンドル……	ふらつき、とられ、遅れ、急、やや急			評 価 値
	ブレーキ……	遅れ、急、やや急、不要、予告制動、ハンドブレーキ			
	アクセル……	むら、急、やや急、エンジンプレーキ			
	クラッチ……	足のせ、急、早切り、不要			
	その他……	全般にあらい、操作を急ぐ、ドアロック、シートベルト			
走 行 特 徴	合 図……	遅れ、やや遅れ、忘れ			評 価 値
	速 度……	早すぎ、徐行せず、遅すぎ、流れにのれず			
	停 止……	位置出すぎ、不完全停止、不停止			
	信 号……	無視、軽視、見込み発進			
	標識・標示……	無関心、軽視			
	交 差 点……	右小回り、左大回り、まごつく、追い越し、他車妨害			
	誘 導……	中央線オーバー、ジグザグ、走行位置、通行区分			
	交差判断……	車間距離、追い越し、進路変更、すれ違い			
性 格 的 特 徴 ・ 運 転 態 度	衝 動 性……	先急ぎ、せっかち、あせる、軽率			評 価 値
	攻 撃 性……	排他、拒否、無視、わがまま			
	自己顕示性……	かっこうをつける、あえて無理をする			
	気分易変性……	調子っぽい、気分左右される、すぐ興奮する			
	神 経 質……	緊張しすぎ、遅い、集中できず、気づかない			
	抑うつ性……	おどおどする、なんとなく弱気			
	粘 着 性……	転換わるい、無我夢中、反応にぶり、もたつく			
意志解消……	ぼんやり、勘違い				
特 異 性……	突飛、ぶつぶついう、はな唄まじり、状況を全く考慮しない				
走 行 の 中 印 象					

【 開始 】 時 分 : 【 終了 】 時 分 : 【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回 (かすり傷程度の事故も)	内容 : 内容 :
違反	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回	内容 : 内容 :
いつもは (あるいは以前は)、 どんなことに気を配って運転 していますか		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか		
ハットした回数 (そのときの状況は)		(1) ハットしただけ (_____) (2) 思わず操作の変更を指示した (_____) (3) 右足が補助ブレーキの方に動いた (_____)
診断者がハットしたとき、 被診断者が それをどのようなように感じたか。		(1) 別にどうも思わなかった (2) なんとなく、危険を覚えた (3) やや危険に思った (4) ハットした (5) ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした
アドバイスされた内容について どのように感じたか		(1) それに気付いていなかった 【具体的に】 (2) そう言われれば、そのように思う (3) 部分的に、そのとおりだと思った (4) まったく、そのとおりだと思った (5) 自分に当てはまらないと思った
自分にどのような運転時のクセ があると思っていたでしょう		
それが運転時に、 危険として あらわれないように、 どの程度の努力をしていたか		(1) とくに改善しようなどとは思わなかった (2) ときどき、思い出たびに改善を試みていた (3) いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた (4) 改善しようと思いながら運転することが多かったといえる (5) その他 (_____)